

「高浜地域の緊急時対応」の改定について（案）

1. 改定の目的

「高浜地域の緊急時対応」は、平成27年12月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成28年8月に高浜地域における原子力防災訓練を実施し、本年2月に、「原子力防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

今般の「高浜地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 自然災害等により家屋にて屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

対応方針

地震による家屋の倒壊等により、屋内退避が困難な場合の基本フローの具体化

- 余震の発生により、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点からUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先への避難を行う
- 国及び関係府県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や原子力発電所の状況等について確認・調整を行う

〈改善②〉 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

対応方針

観光客等一時滞在者への情報伝達体制及びその避難行動の具体化

- PAZ及びUPZ内の観光客や登山客等の一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを実施するため、一時滞在者への情報伝達の手段や体制を具体化

〈改善③〉 自然災害等により半島等が孤立した場合の対応策の充実

対応方針

放射線防護施設以外の屋内退避施設の活用

- 半島部や中山間地において、自然災害等により住民等が孤立した際、避難体制が整うまで退避する場所として、放射線防護施設以外の屋内退避施設も活用

〈改善④〉 UPZ内における福祉車両確保策の具体化

対応方針

UPZ内における一時移転等の際の福祉車両確保策を明記

- UPZ内における必要となる福祉車両（車椅子・ストレッチャー）の台数及び府県内の福祉車両保有台数を把握し、十分な必要台数を確保
- さらに府県タクシー協会の協力の下、十分な必要台数を確保

〈改善⑤〉 暴風雪や大雪時などにおける防護措置の具体化

対応方針

特別警報等発令時には無理に避難せず屋内退避を優先

- 気象庁から特別警報等が発令されている場合には、人命の安全確保を優先し、屋内退避を実施
- 天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難を実施

〈改善⑥〉 県境を跨ぐ広域避難の円滑化

- ・県外避難先にて駐車場確保が困難である等の場合に備え、車両一時保管場所を設置

〈改善⑦〉 住民が屋内退避するための放射線防護施設の充実化

- ・既存の放射線防護施設に加え、工事中を含め新たに5施設を整備

〈改善⑧〉 渋滞対策・避難状況把握のための対策強化

- ・ヘリによる映像配信を活用した誘導・交通対策の充実
- ・渋滞や自然災害等による道路混雑時における代替経路の新規設定

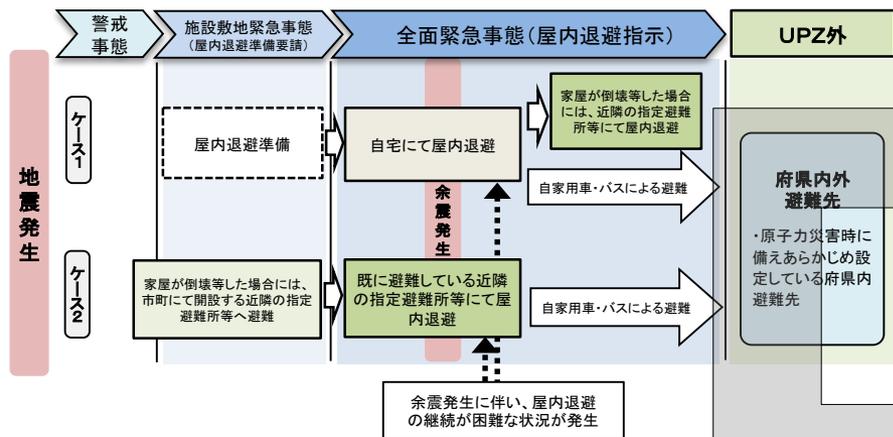
〈改善⑨〉 乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布の実施

〈改善⑩〉 安定ヨウ素剤の確保体制の強化

- ・国、関係機関によるUPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合の確保策を明記

改善① 家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合の基本フローの具体化

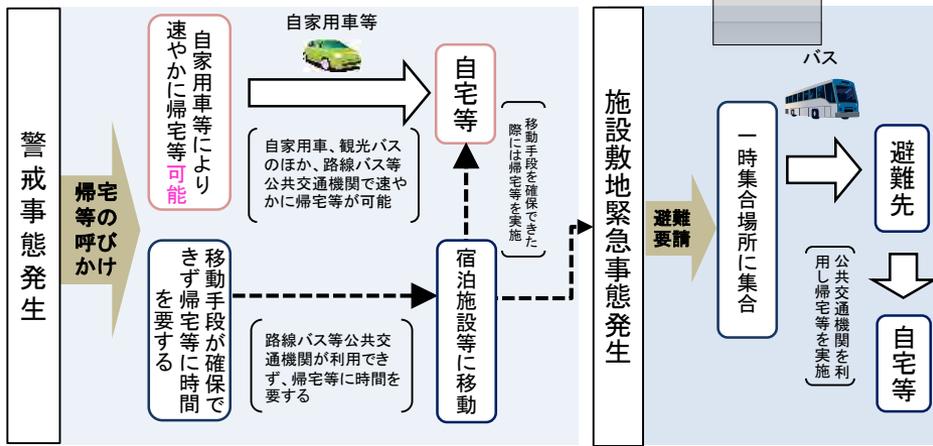
- 屋内退避指示がでていりながら余震が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先する。
- 屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や国が提供する原子力発電所の状況等について、確認・調整等を行う。



改善② 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 帰宅等に時間を要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、PAZ内では施設敷地緊急事態の段階で、UPZ内では全面緊急事態で避難を実施。

＜PAZ内の観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



改善③ 放射線防護施設以外の屋内退避施設の活用

- 半島部や中山間地において、自然災害等により住民が孤立した際、避難体制が整うまで退避する場所として、放射線防護施設以外の屋内退避施設も活用。
- 当該地域では、新たに約1500人分の屋内退避施設を設定。

＜(PAZの例) 半島地域が孤立した場合の対応(内浦半島、大浦半島)＞



改善④ UPZ内における一時移転等の際の福祉車両確保策を明記

- UPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定し、必要となる福祉車両数及び府県内の福祉車両保有台数を調査。
- 要支援者の一時移転等の際には、まずは府県内で保有している福祉車両を利用するが、それでも不足するような場合には、府県タクシー協会に所属するタクシーを活用。

＜(福井県の例) UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保＞

	車椅子車両	ストレッチャー車両
在宅	113台	117台
医療機関	129台	182台
社会福祉施設	248台	74台
合計	490台	373台
必要車両台数	35台	27台

県内の福祉車両保有数	704台	89台
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台	

- ※1 車椅子車両は1台あたり2名、ストレッチャー車両は1台あたり1名搬送することを想定
- ※2 ビストン搬送(14往復)を想定
- ※3 一般タクシーは、車椅子を荷台に積むことや産席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の搬送能力が確保可能

改善⑤ 特別警報等発令時には無理に避難せず屋内退避を優先

＜PAZ内の住民避難の際に全面緊急事態で暴風雪などから天候が回復した場合＞

